名 張 市

ゆめづくり地域予算制度

平成27年度版

まちづくりを「住民が自ら考え、自ら行う」ことを目指し、 自立的、主体的なまちづくりの気運を高め、誰もがいきいき と輝いて暮らせる地域をつくりあげるため、ゆめづくり地域 予算制度を平成15年4月に創設しました。

三重県 名張市 地域部

http://www.city.nabari.lg.jp/

---- もくじ-----

名張市のまちづくり(ゆめづくり地域予算制度)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
ゆめづくり地域予算制度の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Р 3
• 地域づくり組織条例の概要 • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	P 7
・地域づくり組織との協働推進体制・・・・・・・・・・・・・	P 9
・地域づくり代表者会議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P10
・ゆめづくり地域予算制度の成果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P11
・地域づくり組織の概要 ・・・・・・・・・・・・・・	P12
• 廃止補助金一覧 • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	P15
• 廃止補助金地域別明細 • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	P16
・地域別事業一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P17
関係例規	
・ゆめづくり協働事業一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P21
• 自治基本条例 • • • • • • • • • • • • • • • • • •	P22
地域づくり組織条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P28
地域づくり組織条例施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P31
地域づくり組織における会計処理要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Р33

名張市のまちづくり(ゆめづくり地域予算制度)

名張市は、平成15年(2003年)4月、まちづくりを「住民が自ら考え、 自ら行う」ことを目指し、市民参加のもとに自立的、主体的なまちづくりの気 運を高め、誰もがいきいきと輝いて暮らせる地域をつくりあげるため、行政の 支援として「ゆめづくり地域予算制度」を創設しました。

地区公民館等を単位とする15の地域で、住民の合意により設立された住民 主体のまちづくり組織である「地域づくり組織」が、まちづくり活動を活発に 行っています。

市は、この地域づくり組織に対し使途自由な「ゆめづくり地域交付金」を交付し、住民主体のまちづくり活動を支援するとともに、名張市における都市内分権(地域内分権)を進めています。

平成24年度からは、新たに「ゆめづくり協働事業」を加えて、ゆめづくり地域予算制度の拡充を図っています。

~ 中央集権から地方分権へ、地方分権から都市内分権へ ~

国から地方(都道府県や市町村)へ権限や財源を移譲するというのが「地方分権」の考え方でした。しかし、権限や財源が中央官庁から市役所に移っても住民にとって "権限や財源はお役所(行政)にある"という状況に変わりはありませんでした。

都市内分権(地域内分権)とは、地域と行政の役割分担をするなかで、「地域でできることは地域で」「行政がすべきことは行政が」「地域と行政が協働で行う」といった補完性の原則に基づき、双方が協議を行い、合意形成を図り、市の権限と財源の一部をさらに「地域」へ移すことです。

その地域の組織として、名張市においては、地区公民館(おおむね小学校区)の範囲を15の地域づくり組織として、地域づくり組織条例で定めています。

「新しい公」- 参画と連携によりみんなで支えあう社会 -

さらに地域づくり組織だけではなく、市民活動団体や事業者などがそれぞれ行政と対等な関係のもと、参画と連携により地域課題を解決していこうとする「新しい公」の推進にも取り組みます。



なばりのナッキー

【ゆめづくり地域予算制度の概要】

- ・従来の地域向け補助金を廃止した上で、**使途自由で補助率や事業の限定がない交付金**を市内15の「地域づくり組織」に交付する制度を創設しました。
- 各地域づくり組織は、この予算制度を活用し、地域の課題解決のための事業 を自ら実施しています。
- ・交付金の交付対象は、住民の合意により実施するまちづくり事業であれば良く、ハード、ソフトを問いません。(ただし、宗教活動、政治活動は交付金事業の対象外です。)

【地域交付金の積算根拠】

平成27年度

基本額	人口割	3,500 万円×70%×地域人口÷市人口				
	均等割	3,500 万円×30%÷15				
加算額	地区代表者 協力事務費	72,000 円×基礎的コミュニティ数(174)				
(コミュニティ 活動費)	地区活動費	25,000 円×基礎的コミュニティ数(174) 200 円×基礎的コミュニティの人口				
事務局経費(特別交付金)		円 国津地域:50万円 或、錦生地域、箕曲地域:各40万円				
地域事務費	基本額 1,500 千円に人口数や基礎的コミュニティ数を勘案して加算した額 (平成 24 年度から)					

[※] 上記の積算根拠に基づき算定された交付金を、一括して地域づくり組織へ交付。

ゆめづくり地域予算制度の経緯

平成7年頃から市内のいくつかの地域で自発的なまちづくりの活動が始まり、地域住民による「まちづくり協議会※」が結成され、地域の将来的なプランであるまちづくり計画が作成されてきました。平成13年までには、5つのまちづくり計画が名張市長に提出されましたが、当時は行政としてこれらのプランを実行するためのシステムや地域への財政的な支援システムはありませんでした。

※当時、任意に結成された地域の組織を便宜上「まちづくり協議会」と称していました。

【 創設:第1ステージ 】

- 平成14年4月の亀井市長就任後、市政一新プログラムが策定され、これに基づき平成15年3月に「名張市ゆめづくり地域交付金の交付に関する条例」が制定されました。これを受けて、同年5月から9月にかけて14地域(公民館単位)で「地域づくり委員会」が結成されました。
- 名張市の「ゆめづくり地域予算制度」は、従来の自発的なまちづくり活動という下地があったために、比較的短期間に地域での組織化が可能であったと言えます。また、同年11月9日には地域づくり委員会会長14名が相互に意見交換、情報交換を行う場として「地域づくり協議会」(現在、「地域づくり代表者会議」)が結成されました。
- 従来の地域向け補助金(P15~16参照)を廃止し、まちづくり活動の原 資として当時の14の地域づくり委員会へ使途自由な一括交付金(5,000万円)<現在の基本額に相当>を交付しました。

【 見直し:第2ステージ 】

○ 制度創設から6年後の平成21年3月に、ゆめづくり地域予算制度の見直しを行いました。具体的には、平成17年に制定された名張市自治基本条例第34条を受けて都市内分権の方向性を示す新しい条例「地域づくり組織条例」を制定し、以下の2点について見直しを行いました。

- ① 区長制度の抜本的な見直し・・・昭和31年に制定された「名張市区長設置規則」を廃止。(市長が区長を委嘱し、区長個人に委託料を支払うという上下関係を解消。)
- ② それぞれの地域内の組織を基礎的コミュニティ(区や自治会)と、地区公民館を単位とする地域づくり組織(=地域づくり委員会)に整理し、地域の活性化と都市内分権を推進。
- 市から委嘱していた区長に支払っていた「行政事務委託料」及び「区長会 運営委託料」を廃止し、ゆめづくり地域交付金の加算額へ移行しました。

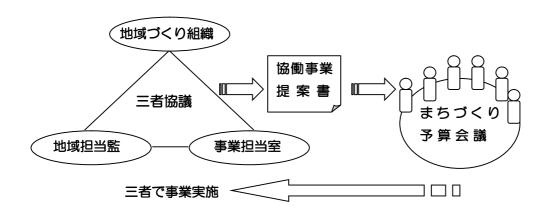
【 地域ビジョンの実現:第3ステージ 】

○ 地域ビジョン

地域ビジョンでは、地域の特性を生かした個性ある将来のまちづくり計画として、理念・目標が設定され、基本構想や方針、それらにもとづく実施計画が掲げられています。特に、防犯・防災、福祉、環境のテーマについては、15全ての地域が取り組むべき課題として取り上げられています。この地域ビジョンは、平成21年当初から各地域づくり組織で策定委員会が組織され、住民アンケートの実施や意見をまとめ、課題を整理する等の検討会議が重ねられ、平成24年3月に15の全ての地域づくり組織で策定され、地域づくり代表者会議実践交流会において発表されました。

○ ゆめづくり協働事業提案制度

この地域ビジョンを最大限尊重した市の計画として、「名張市総合計画後期基本計画(地域別計画編)」を策定し、平成24年度からゆめづくり協働事業提案制度をスタートさせ、平成25年度予算(3,000万円)に反映し、地域だけ、市だけでは解決ができない課題について、地域と市が協議しながら新たなサービスや価値を生み出すための協働事業を進めています。



【地域づくり、市民公益活動の経過】

	地域ラング、市民公霊石動の柱地』	
年度	地域づくり	市民公益活動
	・国津地区を皮切りに、地域で任意のまち	
7~	づくり協議会が組織される	
13	・市職員から地域振興推進チーム員を任命	
	(まち協が組織された地域のみ)	
	4月 亀井利克市長就任	-
	7月 市役所内に「市政	て一新本部」を設置
	9月 財政非常事態宣言	
1 4	12月 地域予算制度 全区長に説明	
	1月 地域予算制度 地域説明会	
	2月 合併の是非を問う住民	投票。単独市制を選択
	(投票率約 60%、7 🧗	
	4月 名張市ゆめづくり地域交付金の交	1 2 1 1 2 1 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2
	付に関する条例施行	(応募事業数 10、実施事業数 10)
1 5	9月 全14地域で地域づくり委員会結成	
15	10月 公民館の地域委託が2館でスタート	
	11月 名張市地域づくり協議会を設置	
	2月 地域づくり協議会「事業中間報告会」	
		4月 市民活動支援センターを勤
		労者福祉センター内にオープン
1.0		市民公益活動率先事業
1 6		(応募事業数 14、実施事業数 13)
		11月「名張市における市民公益活
	1月 地域づくり協議会「実践交流会分科会」	動の促進に向けて」最終報告
	6月 名張市自治基本条例を制定	市民公益活動実践事業
17	10月 全14公民館の地域委託完了	(応募事業数 43、実施事業数 38)
' /	1月 名張市自治基本条例施行	市民公益活動促進条例施行
	2月 地域づくり協議会「実践交流会分科会」	
	4月 市民活動保	険制度を導入
18	9月 14 公民館の管理委託を指定管理者	市民公益活動実践事業
	制度に移行	(応募事業数 41、実施事業数 34)
	4月 政策アドバイザー会議設置	市民公益活動実践事業
	9月 政策アドバイザー中間報告	(応募事業数 37、実施事業数 30)
19	2月 地域づくり協議会「実践交流会」	
1 9	3月 政策アドバイザー最終報告	
	「都市内分権の推進について」	

	4~10月 市区長会、地域づくり協議会	市民公益活動実践事業
	で地域組織の見直しを協議	(応募事業数 36、実施事業数 28)
20	11~2月「地域組織の見直し」素案により	
	地域説明会を実施。パブリックコメント	
	2月「実践交流会(分科会)」をワールドス	 フェ方式にて開催(三重県共催)
	4月 名張市地域づくり組織条例施行	提案公募型補助金事業
	(区長設置規則を廃止)	(応募 14、実施 14)
		新しい公委託事業
		(応募 7、実施 7)
		6月 市民情報交流センターを名
0.1	(地域振興推進チーム制度を廃止)	張駅東口(希央台)にオープ
2 1	1地域管理職2名を配置し、地域ビ	というというというというというというというというというというというというというと
	ジョン策定支援にあたる。	
	9~12月 隠元気まち仕掛け人塾(7	
	, <u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>	
	4月 市民活動保険制度を「市民活	
	5月 「鴻之台希央台地域」で15番目の	
2 2	地域づくり組織設立	(応募 9、実施 8)
		新しい公委託事業
		(応募 10、実施 10)
	地域経営に関して、組織・機構を見直し	提案公募型補助金事業
2 3	・ゆめづくり地域予算制度一部見直し	(応募 12、実施 9)
-	・ゆめづくり協働事業提案制度の検討	新しい公委託事業
	3月 15地域「地域ビジョン」策定	(応募 16、実施 13)
	4月 地域部設置	提案公募型補助金事業
	地域担当監(地区別専任スタッフ3	(応募 10、実施 7)
	名)配置(地域担当職員制度廃止)	新しい公委託事業
2 4		(応募8、実施7)
2 4	4月 公民館の管理運営について、教育委	市民情報交流センター管理運営団
	員会の事務を地域部で補助執行する	体を公募により選定
	こととなる。	
	ゆめづくり協働事業提案制度スタート	
	ゆめづくり協働事業 実施スタート	新しい公委託事業
2 5	7月 地域づくり組織と公民館のフェイ	(応募 14、実施 8)
	スブック開設	
	スブック開設 9月 名張ゆめづくり協働塾開講	
	9月 名張ゆめづくり協働塾開講 1月 地域づくり組織における会計研修	10月 アクションプランの策定
	9月 名張ゆめづくり協働塾開講	10月 アクションプランの策定
2 6	9月 名張ゆめづくり協働塾開講 1月 地域づくり組織における会計研修	10月 アクションプランの策定
	9月 名張ゆめづくり協働塾開講 1月 地域づくり組織における会計研修 の実施(名張ゆめづくり協働塾)	10月 アクションプランの策定

地域づくり組織条例の概要

背景

国と地方の役割が見直され、新しい地方自治が確立しようとするなか、従来の中央集権制度、全国一律、平等によるまちづくりから地域の個性を活かした自立的、主体的なまちづくりへ移行しています。

まちづくりのための財政支援としては、従来から国や地方公共団体の補助金制度がありますが、補助金では画一的に補助率が定められ、事業範囲や補助対象者が限定されるなど、地域住民が主体となって地域の個性を活かしたまちづくりを行うには限界があります。

一方、地方交付税は、国から地方公共団体へ一般財源として交付されるもので、使途が限定されておらず自由に使うことができます。地域の個性を活かした自立的、主体的なまちづくりを進めるためには、補助金制度よりも住民にとって使い勝手の良い、国からの地方交付税にならった交付金制度の方がふさわしいと言えます。

自 的

中央集権から地方分権、そして都市内分権への流れのなかで、社会資本整備など行政が行う分野と身近な暮らしのなかで市民がコミュニティ活動として行う分野との役割分担で行政と市民との連携を図り、一体的な取り組みによるまちづくりを進めます。

名張市は「まちづくりを『住民が自ら考え、自ら行う』ことを目指し、住民参加のもとに自立的、主体的なまちづくりの機運を高め、快適で安全な生活を確保し、住民の創意と責任によって誰もが生きいきと輝いて暮らすことのできる地域をつくりあげるため」ゆめづくり地域予算制度を創設しました。

この制度は、名張市における都市内分権の推進を目指すものであり、同時に住民主体のまちづくり活動に対する財政的な支援策です。

【 地域づくり組織条例の概要 】

〇設置目的

名張市自治基本条例(平成17年条例第13号)第34条第1項の規定に基づき、包括的な地域づくり組織の設置及び事業の実施並びにゆめづくり地域交付金の交付に関する事項を定め、名張市における都市内分権の推進を図ることを目的に、新たな条例を整備する。

〇用語の定義について

基礎的コミュニティ、地域づくり組織、コミュニティビジネスについての用語の意義 を定める。

〇基本理念

名張市における都市内分権の推進を図ることを目的に設置し、市と基礎的コミュニティ、地域づくり組織の三者がお互い協働、連携し、住民自治の確立をめざすことを基本理念とする。

○基礎的コミュニティについて

基礎的コミュニティへ自主的に参加することを住民の努力義務とし、代表者の届出を 定める。

○地域づくり組織について

地区公民館単位を基本とした地域に「地域づくり組織」を置くことを定め、以下の事業を行うこととする。

- ①自主防犯・防災に関すること
- ②人権尊重及び健康、福祉の増進に関すること
- ③環境問題全般に関すること
- ④高齢者の生きがいづくりに関すること
- ⑤子どもの健全育成に関すること
- ⑥地域文化の継承及び創出に関すること
- ⑦コミュニティビジネス等地域経営に関すること
- ⑧地域課題の解決、地域振興及び住民交流に関すること
- ⑨その他

○活動の制限

地域づくり組織は、宗教活動と政治活動をしてはならない。(予算の執行を含む)

〇地域ビジョンについて

地域づくり組織は、基本理念にのっとり、活動の指針となる地域ビジョンの策定に努めること。市は、地域ビジョンを尊重し、各種計画の策定や施策に反映させるよう努めること。

〇法人化について

地域づくり組織は、法律上の責任の所在を明確にし、継続した活動の基盤を確立するため、法人格の取得に努めること。

○事故、紛争、トラブルに対する協力、助言

市は、地域づくり組織の円滑な運営を促進するため、事業実施や地域ビジョン策定、コミュニティビジネスの展開、事故等の対応等について協力、助言する。

〇地域づくり代表者会議

地域づくり組織の相互連携や市との連絡調整のために、地域づくり組織の会長からなる代表者会議を設ける。

○ゆめづくり地域交付金について

地域づくり活動の活動支援としてゆめづくり地域交付金を交付し、交付金の額は、予算の範囲内とする。

〇委任 施行規則を定める。

(附則第2項) 廃止規定

この条例(施行規則)を制定することにより、以下の条例及び規則を廃止する。 「名張市ゆめづくり地域交付金の交付に関する条例及び施行規則」

(附則第3項) 経過措置

平成21年度に限り、新しい組織未設置の地域へもゆめづくり地域交付金が交付できる。

○施行期日 平成21年4月1日

地域づくり組織条例は28ページに、同施行規則は31ページに掲載しています。

地域づくり組織との協働推進体制

平成7年頃~ 地域振興推進チーム員

任意のまちづくり協議会が設置されてくるなか、市職員から「地域振興推進チーム員」を任命(兼任)し、指導及び助言、情報の収集及び提供、関係部局との連携調整を図る。

平成15年4月 地域振興推進チーム制度

地域予算制度をスタートさせるにあたり、市内14地域に市職員124名(兼任)で編成。

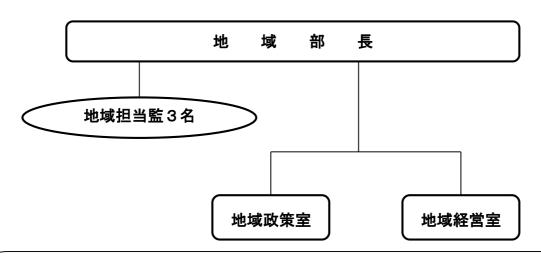
平成21年5月 地域担当職員制度

地域づくり組織の安定的な継続支援をするため、地域づくり組織ごとの地域ビジョン策定の支援を行うほか、地域づくり活動に係る情報の収集・提供及び助言を行う。地域づくり組織ごとに管理職2名(兼任)で構成し、内1名をチーフとする。

平成24年4月 地域担当監

地域ビジョンの施策反映の仕組みや地域予算制度の拡充に伴い、地域づくり組織等との 協働を推進するための組織体制として、新たに「地域部」を設置し、かつ専任スタッフ職 として**地域担当監3名**を配置する。

※ 地域部組織体制



※ 地域部長 部の統括

地域担当監 地域づくり活動の促進、地域ビジョン

北部(美旗、薦原、すずらん台、比奈知、桔梗が丘)

中部(名張、鴻之台・希央台、蔵持、川西・梅が丘、つつじが丘)

南部(国津、箕曲、赤目、錦生、青蓮寺・百合が丘)

ゆめづくり協働事業の推進

地域政策室 「新しい公」の基本方針に関すること

地域予算の制度設計に関すること

地域経営室 地域づくり組織、基礎的コミュニティに関すること

公民館等の管理運営に関すること

市民活動に関すること

地域づくり代表者会議

地域づくり代表者会議は、地域づくり組織相互の連携を図るため、15の地域づくり組織の代表者で構成し以下の活動を行います。(地域づくり組織条例施行規則第4条)

- (1) 地域づくり組織相互の連絡、調整、意見交換、研修等に関すること。
- (2) 地域づくり組織の活動に関する報告会を行うこと。
- (3)地域づくり組織及び基礎的コミュニティの課題解決に関すること。
- (4) 市との連絡調整に関すること。

【定例的な会議、活動】

- ○代表者会議・・・おおむね2ヶ月に1回開催(緊急に開催する場合もあり)
- ○名張市議会との懇談会・・・年3~4回開催(市議会定例会終了後)
- ○新春懇談会・・・1月に、市長、議長、警察署長と懇談
- ○実践交流会・・・2月頃開催。各地域から5~10人参加し交流、意見交換
- ○視察研修・・・11月頃実施。先進地を訪問し、事例研究、意見交換を実施

【26年度の活動内容】

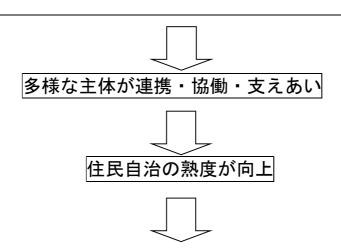
【20十段の冶製	Prim's
月 日	活 動 内 容
5月30日	第1回 地域づくり代表者会議
	・役員の選出
	・各種資金募集の協力依頼 他
8月 5日	第2回 地域づくり代表者会議
	・公民館の活用促進について
	・地域づくり団体全国研修交流会三重大会名張市分科会について 他
10月28日	地域づくり代表者と市議会議員との懇談会
	・議題「地域づくり組織に期待すること」
	第3回 地域づくり代表者会議
	・地域づくり代表者会議の開催方針について
	・名張市総合防災訓練について 他
12月17日	第4回 地域づくり代表者会議
	・公民館(市民センター)指定管理者協定書締結について
	・空き家対策について 他
1月20日	地域づくり代表者会議新春懇談会
	・市長、市議会議長、名張警察署長との懇談
2月27日	第5回 地域づくり代表者会議
	・地域事務員について
	・平成27年度 広報なばり発行回数等の見直しについて
2月 5日	地域づくり代表者会議先進地視察
~ 6日	・滋賀県長浜市 中心市街地におけるまちづくりの取組
	・京都府亀岡市 自治会組織における課題に対する取組及びセーフコミュニテ
	ィについての取組
3月 8日	地域づくり代表者会議 実践交流会
	・ゆめづくり協働事業の事例発表(4地域)

ゆめづくり地域予算制度の成果

- ○住民主導のまちづくり…行政頼み、補助金頼み意識が減る。 地域課題を住民自らが考え、解決する意識が向上した。
- ○住民自治の進化…基礎的コミュニティ(区・自治会) 意識の高まり
- 意識改革(住民・議会・職員)
 - 誰のためのまちづくりなのかを考える。
 - ・柔軟迅速な意思決定が必要とされる。
 - ・都市内分権(地域内分権)とは「住民を信じること」である。

今後の展望 〈住民自治の推進とコミュニティの再生〉

- 〇地域コミュニティ(地域づくり組織、区、自治会など)
- 〇目的別公益団体(NPO、ボランティア団体、法人、企業など)
- 〇行 政



都市内分権のまち ・ 生涯現役のまち

平成27年度 地域づくり組織の概要(組織構成)

地域名	地域づくり組織名	(※設置年月日) 設置年月日	組織役員等	部会組織構成等	人口等 (H27.1.1現在)
名張	名張地区 まちづくり推進協議会	(H15. 6. 29) H21. 5. 17	役員・理事20名(部会長、副部会 長、公民館長及び会長が認める 者)	部会(区長部会、防災部会、まちなか文化・景観部会、 ふれあい交流部会、道路・交通・安全対策交流部会)名 張公民館管理運営委員会、ワーキング会議委員、地域 ビジョン推進プロジェクトチーム	人口: 6, 354 人 65歳以上:2,298人(36.2%) 75歳以上:1,275人(20.1%) H26交付金額: 9, 232, 600円
鴻之台 希央台	中央ゆめづくり協議会	H22. 5. 23	役員18名(区長、自治会長、地域 選任者、専門部会長、館長)	部会(地域事業部会、福祉厚生部会、広報文化部会、環境保全部会、防災防犯部会)、地域ビジョン推進委員会、中央ゆめづくり館運営委員会、代議員22名	人口: 2,546 人 65歳以上:196人(7.7%) 75歳以上:99人(3.9%) H26交付金額: 4,733,200円
蔵持	蔵持地区 まちづくり委員会	(H15. 4. 1) H21. 5. 17	運営委員16名(区長、自治会長、 各種団体代表、公民館長、公民館 職員、地域住民)	部会(環境部会、健康・子ども部会、安全・防災部会、文 化・広報部会、福祉部会)	人口:3,571人 65歳以上929人(26.0%) 75歳以上:385人(10.8%) H26交付金額:4,859,800円
梅が丘	川西・梅が丘 地域づくり委員会	(H15. 7. 27) H21. 8. 2	役員22名(理事(区長、自治会長)、 館長、専従職員、各種団体代表)	部会(環境衛生部会、地域振興部会、防犯・防災部会、 広報部会、福祉部会、文化・スポーツ部会)、代議員74 名	人口:7, 144人 65歳以上:1243人(17.4%) 75歳以上:500人(7.0%) H26交付金額:8, 424, 000円
薦原	薦原地域づくり委員 会	(H15. 7. 26) H21. 5. 23	役員19名(区長、理事会推薦者、 公民館長、各種団体代表)	部会(区長部会、企画部会、福祉厚生部会、環境部会)、萬原地域振興協議会、公民館管理運営委員会、コミュニティバス運営委員会、地域ビジョン推進委員会、薦原自主防災隊、薦原小学校放課後児童クラブ、(仮称) 薦原クラブ、配食サービス「こもちゃん」運営委員会	人口: 2, 090人 65歳以上: 679人(32.5%) 75歳以上: 298人(14.3%) H26交付金額: 4, 415, 800円
美旗	地縁法人 美旗まちづくり協議会	(H15. 8. 31) H21. 6. 27	理事会27名(区長、自治会長、地区·各種団体代表)	事業部(地域文化振興部、児童育成部、環境部、健康部、福祉部、防犯防災推進部、女性部、田園ミュージアム部)、企画総務部(ビジョン委員会、総務部)、地域団体	人口:8, 330人 65歳以上:2,351人(28.2%) 75歳以上:1,016人(12.2%) H26交付金額:10, 479, 200円
比奈知	ひなち地域 ゆめづくり委員会	(H15. 9. 25) H21. 5. 10	役員6名(区長、自治会長)、理事 会	部会(福祉部会、環境部会、安全部会、スポーツ振興部会)、ビジョン運営推進委員会、コミュニティビジネスの導入検討委員会、比奈知地域福祉委員会、ひなち地域パトロール隊、比奈知公民館管理運営委員会	人口:4,992人 65歳以上:1,526人(30.6%) 75歳以上:673人(13.5%) H26交付金額:5,623,200円
すずらん台	すずらん台 町づくり協議会	(H15. 8. 31) H21. 4. 26	役員24名	部会(安全防犯部会、環境設備部会、福祉青少年部会、 地域交流部会)、専門委員会(市民センター管理運営委 員会、ライフサポートクラブ運営委員会、集会所運営委 員会、サロンきずな運営委員会、きずな公園委員会、自 主防災隊、理想郷ブラン検討委員会、環境保全特別専 門委員会)	人口:3,756人 65歳以上:954人(25.4%) 75歳以上:315人(8.4%) H26交付金額:4,795,800円
つつじが丘	つつじが丘・春日丘自治協議会	(H15. 6. 28) (H17. 8. 20再) H21. 4. 26	つつじが丘理事10名 春日丘役員2名 ※つつじが丘自治会と春日丘自治会とで構成	(つつじが丘自治会) 部会(広報、財務、総務、管理、環境、防災安全、福利厚 生、文化スポレク、地域振興) (春日丘自治会) 専門部会(総務部、広報部、環境部、安全部、福利厚生 部、地域振興部)	人口:11, 219人 65歳以上:3,240人(28.9%) 75歳以上:1,103人(9.8%) H26交付金額:11, 014, 000円
錦生	地縁法人 錦生自治協議会	(H15. 6. 28) H21. 5. 24	役員9名	評議委員59名、部会(区長部会、総務企画部会、環境 保全部会、福祉厚生部会、文化振興部会、地産地消部 会)、木の子の里錦生事業協議会、ほっとバス錦運営協 議会、錦生公民館運営委員会、錦生史跡保存会、ほっと サロン錦川万愛」、錦生地区自主防災隊、小学校跡地 利用推進委員会、錦生女性くらぶ、錦生クラブ	人口:1,815人 65歳以上:711人(39.2%) 75歳以上:367人(20.2%) H26交付金額:4,597,200円
赤目	赤目まちづくり委員会	(H15. 6. 1) H21. 6. 21	役員7名、理事18名(各種団体代表、個人、区長)	区長会部、公民館運営部会、青少年育成部会、地域活動部会、安全·環境活動部会、地域振興推進部会、福祉部会)	人口:3,925人 65歳以上:1363人(34.7%) 75歳以上:651人(16.6%) H26交付金額:5,457,800円
箕 曲	箕曲地域づくり委員会	(H15. 8. 10) H21. 5. 16	役員8名	委員会(区長、地域代表、各種団体代表)33名、区長会、公民館管理運営部会、事業部(総務部、文化部、体育部、健康福祉部、環境部、防災防犯部)地域振興部	人口:2,976人 65歳以上:817人(27.5%) 75歳以上:424人(14.2%) H26交付金額:4,591,400円
百合が丘	一般社団法人 青蓮寺・百合が丘 地域づくり協議会	(H15. 4. 1) (H18. 4. 1再) H21. 6. 28	理事会26名	コミュニティ部会、専門部会(生活環境部会、ふれあい交 流部会、教育文化部会、福祉・健康部会)、事務局(総務 部、顧問、資産管理委員会、広報部)、特別委員会、執 行役員会	人口:7, 637人 65歳以上:1,745人(22.8%) 75歳以上:733人(9.6%) H26交付金額:8, 555, 600円
国津	国津地区 地域づくり委員会	(H15. 8. 31) H21. 4. 19	理事9名	委員会41名(区長、各種団体の代表、区長推薦者)、役 員会、地域コミュニティ部会、地域事業部会(総務、福祉 厚生、環境保全)	人口:704人 65歳以上:382人(54.3%) 75歳以上:248人(35.2%) H26交付金額:3,928,000円
桔梗が丘	桔梗が丘 自治連合協議会	(H15. 9. 6) H21. 11. 14	理事会19名(区長、自治会長、各 委員長、各部会長、公民館長、事 務局長、局次長)	評議員39名、自治連合会(自治会長、区長)、委員会 (総務、企画運営、広報)、事業部会(健康推進部会、住 民交流部会、教育文化部会、生活安全部会、快適環境 部会、地域福祉部会)	人口:13,946人 65歳以上4,312人(30.9%) 75歳以上:1,818人(13.0%) H26交付金額:14,984,600円

[※]カッコ内は、旧条例(名張市ゆめづくり地域交付金の交付に関する条例)に基づく「地域づくり委員会」を設置した年月日

平成27年度 地域づくり組織の概要

			地 域 交 付 金				
地域づくり 組織	地区内 人口(人) ※1	基礎的コ ミュニティ 数	基本額 ※2	加算額(コミュニティ 活動費) ※3	人件費	地域調整額	
名張地区 まちづくり推進協議会	6,354	19	2,621,000	3,113,800	3,200,000	300,000	
中央ゆめづくり協議会	2,546	10	1,470,000	1,479,200	1,500,000	300,000	
蔵持地区 まちづくり委員会	3,571	6	1,780,000	1,296,200	1,500,000	300,000	
川西・梅が丘 地域づくり委員会	7,144	15	2,860,000	2,883,800	2,350,000	300,000	
薦原地域づくり委員会	2,090	8	1,332,000	1,194,000	1,500,000	400,000	
美旗まちづくり協議会	8,330	21	3,219,000	3,703,000	3,200,000	300,000	
ひなち地域 ゆめづくり委員会	4,992	6	2,209,000	1,580,400	1,500,000	300,000	
すずらん台 町づくり協議会	3,756	4	1,836,000	1,139,200	1,500,000	300,000	
つつじが丘・春日丘 自治協議会	11,219	12	4,093,000	3,407,800	3,200,000	300,000	
錦生自治協議会	1,815	11	1,248,000	1,430,000	1,500,000	400,000	
赤目まちづくり委員会	3,925	10	1,887,000	1,755,000	1,500,000	300,000	
箕曲地域づくり委員会	2,961	5	1,595,000	1,077,200	1,500,000	400,000	
青蓮寺・百合が丘 地域づくり協議会	7,652	14	3,014,000	2,888,400	2,350,000	300,000	
国津地区 地域づくり委員会	704	9	912,000	1,013,800	1,500,000	500,000	
桔梗が丘 自治連合協議会	13,946	24	4,917,000	5,117,200	4,700,000	300,000	
合 計	81,005	174	34,993,000	33,079,000	32,500,000	5,000,000	

^{※1} 平成27年1月1日現在の住民基本台帳による

^{※2} 基本額・・・以下の①及び②の合計額

①基本額総額の3割を15地区で均等割(基本額総額×0.3÷15)

②基本額総額の7割を人口按分

⁽基本額総額×0.7)×地域人口÷市人口総数

(人口、コミュニティ数、ゆめづくり地域交付金額)

(金額単位:円)

				(金額単位:円 <u>)</u>
地域交付金合計	公民館の 指定管理料 ※4	ゆめづくり協 働事業交付 金	総計	地域の特徴
9,234,800	8,212,320	1,200,000	18,647,120	市の中心市街地
4,749,200	3,691,440	600,000	9,040,640	市役所を含む新市街地
4,876,200	4,295,160	1,800,000	10,971,360	農村部と住宅団地
8,393,800	5,296,320	1,000,000	14,690,120	住宅団地と農山村部
4,426,000	4,779,000	1,000,000	10,205,000	農山村部と住宅団地
10,422,000	9,561,240	2,500,000	22,483,240	農村部と住宅団地
5,589,400	5,101,920	3,300,000	13,991,320	農村部と住宅団地
4,775,200	5,395,680	2,600,000	12,770,880	住宅団地
11,000,800	8,023,320	800,000	19,824,120	住宅団地
4,578,000	4,491,720	1,300,000	10,369,720	農山村部 (一部住宅団地)
5,442,000	4,921,560	1,000,000	11,363,560	農村部と住宅団地
4,572,200	4,644,000	550,000	9,766,200	農山村部(一部住宅団地)と沿道商業地
8,552,400	6,577,200	1,300,000	16,429,600	住宅団地と農山村部
3,925,800	3,662,280	1,000,000	8,588,080	農山村部
15,034,200	11,047,320	1,750,000	27,831,520	住宅団地
105,572,000	89,700,480	21,700,000	216,972,480	

^{※3} 加算額(コミュニティ活動費)・・・以下の①~③の合計額

200円×地区人口(1月1日現在)

①地区代表者協力事務費 72,000円×基礎的コミュニティ数(4月1日現在) ②地区活動費(コミュニティ対応分) 25,000円×基礎的コミュニティ数(4月1日現在)

③地区活動費(人口対応分)

^{※4} 公民館の指定管理料(公民館事業運営費+建物維持管理費+地域事務員人件費) ただし、鴻之台・希央台地域は事業委託料

廃止補助金 一覧

区分	事業名	平成14年度 実 績 (単位:円)	内 容
補助金	ふるさと振興事業補助金 (まちづくり協議会分)	2,058,785	まちづくり協議会が地域の「まちづくり計画」を策定するための活動を補助の対象とする。 〇対象経費 学習会・先進地視察・アンケート・計画書の印刷製本等 〇交付額 補助対象事業費の全額。 上限50万円(3回まで)。
補助金	資源ごみ集団回収 事業補助金	15,199,375	古紙や古着等日常生活によって生じるごみのうち、資源として再利用できるものを集団回収した場合、その量に応じて補助金を交付する。 〇対象団体 町内会、PTA、子供会など営利を目的としない資源ごみ集団回収事業実施団体として登録資源ごみを確実に廃品回収業者へ売却できる 〇対象品目 新聞紙、古着等 〇交付額 1kgあたり5円
補助金	ごみ集積場施設設置 事業補助金	490,000	ごみ集積場施設(ごみ集積かごなど)を設置する区に対し、 その設置経費の一部を補助する。 〇交付額 一施設設置に要する経費の1/3。 上限3万円。
補助金	地区婦人会活動補助金	530,000	社会教育団体である地域婦人会の育成と振興を図ることを 目的として、その活動に対して、補助金の交付を行う。 〇交付額 均等割額+会員数割額
補助金(助成金)	名張市青少年育成 市民会議活動補助金	427,000	各地区社協が実施している青少年育成地域活動に対して助成を行う。 〇対象事業 各地区社協が実施する、親子映画会、福祉・教育講演会など。 〇交付額 均等割額+人口割額(市内11地区)
報償費	老人保健福祉週間事業 (敬老の日等)	19,256,000	「敬老の日」前後に行う敬老行事に対して地区協力費を支出する。 〇支出額 70歳以上の方1人あたり2千円。
	合 計	37,961,160	

廃止補助金 地域別明細

単位:円

					内	訳		里位∶円
		補助金等 合 計	ふるさと 振興事業 補助金	資源ゴミ集 団回収事 業補助金	ゴミ集積 かご設置 補助金	地区婦人会 活動補助金	青少年育成 団体活動補 助金	老人保健福 祉週間事業 (敬老の日)
名	張	4,677,610	500,000	1,143,610	0	70,000	28,000	2,936,000
蔵	持	1,410,377	216,767	376,250	30,000	50,000	13,360	724,000
梅か	压	2,541,115	0	1,566,475	0	0	20,640	954,000
薦	原	1,322,700	0	631,700	0	0	15,000	676,000
美	旗	3,824,208	48,018	1,459,190	228,000	60,000	57,000	1,972,000
比奈	€知	2,692,360	0	1,116,550	12,000	50,000	15,810	1,498,000
すずら	ん台	1,051,790	0	432,600	48,000	0	13,190	558,000
つつじ	が丘	6,627,650	500,000	4,282,650	27,000	60,000	62,000	1,696,000
錦	生	1,515,750	294,000	180,750	60,000	60,000	15,000	906,000
赤	目	1,687,700	0	121,700	34,000	60,000	48,000	1,424,000
箕	曲	1,004,527	0	107,050	0	0	11,477	886,000
百合:	が丘	2,953,973	0	1,647,450	30,000	0	20,523	1,256,000
国	津	738,450	0	47,450	21,000	55,000	41,000	574,000
桔梗	が丘	5,912,950	500,000	2,085,950	0	65,000	66,000	3,196,000
合	計	37,961,160	2,058,785	15,199,375	490,000	530,000	427,000	19,256,000

平成14年度実績

	①自主防犯、自主防災	②人権、健康、福祉	③環境、景観の保全	④子どもの健全育成	⑤高齢者の生きがいづくり
名張地区まちづく り推進協議会	・洪水土砂災害についての勉強会 ・名張市総合防災訓練に 各区が取組参加 ・青少年防犯夜間パトロール ・迷惑駐車ー掃キャンペーン	・よってだ~こ協力 ・敬老会補助 ・グラウンドゴルフ大会 ・友愛訪問	・花いっぱい運動 ・初瀬街道と明記した 町名入りの道標取付 ・資源ゴミ回収への補助	・週末ふれあい事業(キッズスクエア) ・放課後児童クラブ支援事業	・独り暮らし高齢者の昼食会(年2回) ・ちょっとよってだ〜こ地域交流 ・隠おたがいさん
中央ゆめづくり 協議会	 ・地域内パトロール ・地区合同パトロール ・防災防犯講演会、研修会に参加 ・歳末警戒 ・避難訓練 ・防災用資器材購入、避難食確保 	・スポーツ大会 ・健康増進と親睦 ・餅つき大会&防災訓練	・公園、道路、公共用地の草刈り ・街路樹剪定 ・委託事業 ・植栽したパンジーと桜の管理等 ・家庭用ゴミの減量化や 資源ゴミの分別指導	・クリスマス会 ・学童の親睦事業 ・子育てきらきらひろばの賛助 ・スクールガードの取組 ・子ども会への援助	・敬老のつどい ・高齢者への支援や人権に関する取組 ・友愛訪問
蔵持地区まちづく り委員会	・青パト事業推進、燃料費 ・ウインドブレイカー ・防災訓練	・ためして健康体操・ウォークラリー	・地域の環境美化事業	・子育てサロン「くらっ子」 ・広場の運営 ・小学校卒業生タイムカブセル	・老人クラブのイベント参加
川西・梅が丘 地域づくり委員会	・防犯パトロール ・駅前交番との連携 ・防災訓練の参加 ・防犯カメラの設置	·民生活動支援 ·高齢者向け健康体操 ·高齢者健康活動支援	・枝垂れ梅の維持管理、植栽・公園、バス道路の清掃・法面、空き地の草刈	・未就園児から小学生を 対象とした保育活動 ・少年、少女のスポーツ支援活動 ・子育て支援	・老人会および敬老会行事の補助 ・縁側サロン活動の支援 ・高齢者演芸会開催補助
薦原地域づくり 委員会	- 防災用品の購入備蓄 - 防災総合訓練 - 避難所開設、警戒	・敬老会 ・地区民運動会 ・ガン、特定健診	・公民館、各地区花壇設置 ・薦原公園に休憩所設置 ・遊休田にひまわり種まき ・環境パトロール	鮎つかみ、スイカ割り・園児との交流会	・一人暮らしの集い・高齢者学級(年4回)・グラウンドゴルフ大会
地縁法人 美旗まちづくり 協議会	・防犯灯設置・安全ジャンパー	・ふれあいいきいきサロン ・みはたっこ ・一人暮らし高齢者事業	・通学路安全キャンベーン	・ウォークラリー ・はたっこ号試乗会	・高齢者の集い
ひなち地域 ゆめづくり委員会	・防犯強化月間パトロール ・青色防犯パトロール ・小学校との合同防災訓練 ・「子どもを守る家」講習会	・敬老の日助成 ・ワクワク健康教室 ・ロコモ予防ノルディックウォーキング ・健康意識改革ワールドカフェ ・がん検診	・東山ふれあいの森整備・地域クリーン作戦	・青少年育成費 (スポーツ少年団、緑の少年隊等4団体) ・クリスマス会	・助っ人の会 ・友愛訪問、友愛のつどい ・老人クラブ助成
すずらん台 町づくり協議会	・地域安全防犯活動、安全防犯活動・防災訓練実施と用品備蓄品整備	・地域の健康づくり ・給食ボランティア支援助成 ・ライフサポート支援助成	・地域の環境美化の推進・地域清掃、クリーン作戦参加	・ラジオ体操支援 ・命の笛携行事業 ・クラブへの助成	 敬老会 給食ボランティア「ひだまり」支援助成 ライフサポートクラブ

⑥地域文化の継承、創出	⑦コミュニティビジネス	⑧住民交流、地域振興	⑨その他	
・名張秋まつり・やなせ宿支援	・地域支えあい事業の展開	・名張地区夏まつり ・隠街道市	・広報誌「ひやわいワイワイ」の発行 ・名張地区春季戦没者追悼式 ・先進地視察 (大阪府箕面市北芝地区)	名張地区まちづく り推進協議会
・うらじゃ隊の支援	・各地区の意志を集約し諸問題に向け 行政とのパイプ役として活動	・夏まつり ・地域住民の親睦及び交流事業 ・イベント事業 ・広報紙「こうきだより」の発行	・ホームページでの積極的な 情報収集・発信 ・地域ビジョンの推進 ・集会所の有効利用	中央ゆめづくり 協議会
・夏祭り ・秋祭り ・郷土伝統文化保存	•地域福祉活動事業	- 敬老の日行事 - 地域振興 - 蔵持地区公民館展	・ゆめづくり協働事業	蔵持地区まちづく り委員会
・文化財(獅子神楽)の保存支援	・路上駐車対策として 駐車事業の実施	・梅まつり ・センター展 ・地域の夏祭り		川西・梅が丘 地域づくり委員会
・コモコモふれあい祭り ・写真コンクール ・薦小 農業体験教室	・市委託事業の草刈・コミュニティバス連行・コミュニティカフェ	・コモコモふれあい祭り ・地区民運動会	・戦没者追悼式・配食サービス	薦原地域づくり 委員会
・美旗夏祭り・どんど・観阿弥祭		・ニュースポーツ交流会・美旗ビジョンの実現		美旗まちづくり 協議会
・獅子舞見学ツアー・竹を送る会助成		・スポーツ広場の新設 ・各種スポーツ大会	・小野小町チケット購入補助	ひなち地域ゆめづくり委員会
	・資源ごみの回収・サロン「きずな」事業	・夏祭り ・ドンド ・市民センターまつり		すずらん台 町づくり協議会

	①自主防犯、自主防災	②人権、健康、福祉	③環境、景観の保全	④子どもの健全育成	⑤高齢者の生きがいづくり
つつじが丘・春日 丘自治協議会	·防災訓練、歳末警戒 ·防犯灯管理 ·交通安全(児童含む)対策	·人権活動他支援 (南中学校区人権推進協議会)	・花のきれいな街づくり支援 ・公園、歩道のベンチ、テーブル補修	・子どもの安全、育成推進支援 ・子ども育成フェスティバル支援 ・ラジオ体操他支援 ・子育て支援 ・園児行事支援 ・人権活動他支援 ・近大高専イベント支援 ・映写会開催支援	・敬老祝賀会支援(つつじが丘・春日丘) ・元気、笑顔の健康教室 ・「癌」予防啓蒙事業支援 ・世代間交流及び高齢者他支援 ・一人暮らし交流会支援 ・は~とバス事業 ・ねこの手事業
赤目まちづくり 委員会	・自主防災組織の充実 ・美化活動支援 ・小学校の登下校の見守り ・交通安全活動支援	・「公民館忍たま広場」支援 ・「小学校放課後児童クラブ」支援 ・高齢者ひとり暮らしの集い ・ひとり暮らし、寝たきり高齢者訪問 ・要支援者への支援	・リサイクル活動支援 ・名張クリーン大作戦参加 ・梅林ボランティア参加	・挨拶運動 ・PTA活動支援 ・元気で明るい体力づくり ・悪書回収運動	・高齢者いきいき活動
地縁法人 錦生自治協議会	・防災訓練 ・防犯灯の設置	・一人暮らし歳末慰問	・赤中美化奉仕 ・名張クリーン大作戦参加 ・ウォーキングロード整備	・キャラクターキャンドル作り ・保育所交流会 ・「ほっとサロン錦」交流会	・ひとり暮らし高齢者のつどい ・高齢者交流会 ・敬老の日の取組 ・「ほっとサロン錦」 ・「ほっとサロン友愛」
箕曲地域づくり 委員会	-地区防災訓練 -防犯灯設置補助	・各地区敬老会助成 ・箕曲夏祭り ・健康の集い ・人権公演 ・ワールドカフェ ・スクエアステップ教室 ・がん講演	・名張クリーン大作戦参加 ・各地区内清掃 ・通学路の点検、草刈	・世代間交流事業 ・体験教室 ・箕曲文化祭 ・ももちゃん広場	・友愛訪問 ・サロン(シネマ・お茶・園芸など)
一般社団法人 青蓮寺・百合が丘 地域づくり協議会	・避難訓練 ・防災無線通信テスト ・青色回転灯パトロール	・配食サービス (高齢者向け昼食を配食) ・民生事業 (子育て支援・高齢者見守り) ・常設サロン運営	・春季、秋季ユリの坂一斉清潔(6・11月) ・福祉園芸サロン ・百合小体験学習(花の種まき)	・百合小こどもクラブ ・百合小学習支援(ほめほめ隊) ・体験学習(野菓作り等) ・吹奏楽合同演奏会 (名張西高・赤目中)	・サロン運営 ・すこやか体操 ・映画鑑賞会 ・介護予防拠点の開設 ・ゆりパス(高齢者等移動弱者支援) ・ゆりポパイ(高齢者家庭生活支援)
国津地区地域づくり委員会	・名張市告知放送受信機配布 ・各区への防災備品倉庫の新設 ・防災避難訓練 ・AED講習	・ノルディックウォーキング ・フリーピンポン ・人権講演会 ・ワールドカフェ	• 有害鳥猷捕獲事業		・敬老の日事業 ・友愛訪問 ・一人暮らし老人の集い
桔梗が丘 自治連合協議会	・防犯パトロール隊 ・普通救命講習会 ・自主防災隊の訓練実施協力	・敬老の日の取組 ・ききょう健康まつり ・健康講座 ・集団がん検診	・地球温暖化対策事業 ・地球環境保全啓発事業 ・名張クリーン大作戦参加 ・農楽園の開設	・子どものための桔'ずセミナー・青少年が語るこころの思い発表会・ふるさと歴史ハイキング・未就園児のなかよし広場	・友愛訪問 ・高齢者のつどい ・いきいきサロン

⑥地域文化の継承、創出	⑦コミュニティビジネス	⑧住民交流、地域振興	⑨その他	
		・つつじが丘夏祭り ・春日丘夏祭り ・スポレク祭り ・どんど焼き祭り ・地域ビジョン推進支援		つつじが丘・春日 丘自治協議会
・赤目史跡探訪赤目ロ駅前 「旅のステーション」 ・赤目むかし話 ・歴史史跡等の看板設置		・赤目夏まつり ・ふるさとウォークinあかめ ・赤目ふれあいさろん		赤目まちづくり 委員会
・もちつき大会 ・獅子舞演舞披露(区民運動会)	・ほっとバス錦支援・はたけしめじ栽培	・ほっと錦だよりの発行(年3回) ・地区文化祭 ・区民運動会 ・地区ゴルフ大会(年2回)		錦生自治協議会
・獅子神楽、子供神輿の保存と継承	・酒米作り	・みのわ通信発行 ・酒米作り参加(田植え・稲刈り)	・SNS(ソーシャルネットワーキングサービス の更新	箕曲地域づくり 委員会
	•宅地草刈事業	・あいさつ運動 ・夏祭り ・青蓮寺湖駅伝競走		青蓮寺・百合が丘 地域づくり協議会
・国津フェスティバル		・地域づくり杯ゴルフコンペ ・区民運動会 ・広報くにつの発行		国津地区地域づくり委員会
・どんど行事		・桔梗が丘夏まつり ・ハッピーニューイヤーききょうフェスタ ・地域広報紙・ききょう通信の発行		桔梗が丘 自治連合協議会

平成27年度ゆめづくり協働事業一覧表

地域づくり組織名	事業名	
名張地区まちづくり推進協議会	・地域住民のチカラ活性化推進事業・先駆的で多様な地域活性化推進事業	
中央ゆめづくり協議会	シンボル公園整備の継続事業	
蔵持地区まちづくり委員会	防災対策事業	
川西・梅が丘地域づくり委員会	川西・梅が丘地域防犯カメラ設置事業	
薦原地域づくり委員会	防災・防犯対策推進事業	
地縁法人 美旗まちづくり協議会	だれもが生きいき「安心安全のまちづくり」事業	
ひなた地域のみづくり乗号会	地域支え合い事業((仮称)富貴の森センター)開設の為の備 品調達事業	
ひなち地域ゆめづくり委員会	東山ふれあいの森整備事業	
すずらん台町づくり協議会	遊休地活用による地域住民のための公園整備及び地区避難 所防災対策事業	
地縁法人 錦生自治協議会	「木の子の里錦生」生産推進事業	
赤目まちづくり委員会	平成27年度 安全・安心・安住のまちづくり活性化事業	
箕曲地域づくり委員会	平成27年度 桃のほほえむ地域活性化事業	
一般社団法人 青蓮寺・百合が丘地域づくり協議会	高齢者介護予防事業	
国津地区地域づくり委員会	国津地区地域環境保全整備事業	
	桔梗が丘お助けセンター事業	
桔梗が丘自治連合協議会	ききょう農楽園事業	
	桔梗が丘住居表示設置事業	
つつじが丘・春日丘自治協議会	・生活環境向上事業 ・地域コミュニケーション公園の 融合整備事業及び地域環境整備事業 ・文化創生・育成事業	

名張市自治基本条例

平成17年条例第13号

前文

わたしたちのまちの自治は、主権者である市民が自らの責任に基づいて決定し、主体的に行動することにより進めなければなりません。また、自治体としての名張市には、市民の信託にこたえ、現在及び将来の市民が安心して暮らすことのできる、豊かな地域社会を市民と協働して実現していく責務があります。

このためには、自治の主体である市民、市議会及び市の果たすべき役割や責務、市政運営の原則など、自治体としての基本的な枠組みを明らかにするとともに、市政への市民参画や協働の仕組みを定めておくことが必要です。

名張市は、万葉ゆかりの歴史と文化、赤目四十八滝や香落渓など水と緑の自然環境に恵まれたまちです。これらの財産を守り育て、次代に引き継ぐとともに、名張らしさを生かした個性的で持続可能なまちを創造する取組を進めていかなければなりません。また、市内は古いまち並みや農村集落、新しい市街地が分散するなど、それぞれ特徴ある地域で構成されており、こうした各地域の特性を生かした個性ある地域づくりを市民が主役となって行っていくことも大切です。

わたしたちは、自己決定と自己責任のもと参画し、協働することを基本に、英知と力を 結集することで、魅力的で誇りの持てる「自治のまち」を実現することをめざし、ここに 名張市自治基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、名張市における自治の基本理念と主権者である市民の権利を明らかにするとともに、市民、市議会及び市の果たすべき役割や市政運営の仕組みを定めることにより、地方自治の本旨に基づく自治を実現し、自立した地域社会を創造することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 市民 市内で住む者、働く者若しくは学ぶ者、市内に事業所を置く事業者又は市内で活動する団体をいう。
 - (2) 参画 政策の立案から実施、評価に至る各段階において、市民が主体的に参加し、 意思形成に関わることをいう。
 - (3) 協働 市民、市議会及び市がそれぞれの果たすべき責任と役割を認識し、相互に協力して行動することをいう。

(自治の原則)

- 第3条 市の自治は、次に掲げることを原則として推進するものとする。
 - (1) 人権尊重 国籍や性別、年齢等にかかわらず、市民一人ひとりの人権が保障され、その個性や能力がまちづくりに生かされること。
 - (2) 情報共有 市民、市議会及び市が互いに情報を共有すること。

(3) 参画及び協働 市民の自主的な市政への参画が保障されるとともに、市民、市議会及び市が協働して公共的課題の解決に当たること。

第2章 市民

(市民の権利)

- 第4条 市民は、市政に関する情報を知る権利及び市政に参画する権利を有する。
 - 2 市民は、市が提供する行政サービスを受けることができる。

(市民の役割と責務)

- 第5条 市民は、自治の主体者であることを自覚し、積極的にまちづくりに参画するよう 努めるものとし、参画に当たっては、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。
 - 2 市民は、諸活動を行うに当たっては、公共の福祉の増進に努めるとともに、地域の 発展と環境の保全に配慮しなければならない。
 - 3 市民は、行政サービスに伴う負担を分任しなければならない。

第3章 市議会

(議会の役割、権限等)

- 第6条 市議会は、市の意思決定機関であるとともに、市政の運営を監視し、けん制する 機能を果たすものとする。
 - 2 市議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)の定めるところにより、条例の制定改廃、予算の決定、決算の認定等を議決するほか、市政に係る基本的な事項で別に条例で定めるものを議決する。

(議会の責務)

- 第7条 市議会は、市民との情報共有を図り、開かれた議会運営に努めなければならない。
 - 2 市議会は、市政を調査し、条例議案を提出するなど政策形成機能の強化とその活用 に努めなければならない。

(議員の青務)

第8条 市議会議員は、市民の信託にこたえ、自己の研さんに努めるとともに、誠実に職務を遂行しなければならない。

第4章 市長等

(市長の役割と責務)

- 第9条 市長は、市を統轄するとともに、市の事務を管理し、これを執行する。
 - 2 市長は、市民の信託にこたえ、公正かつ誠実に市政運営に当たるとともに、毎年度、 市政運営の方針を定め、その達成状況を市民及び市議会に説明しなければならない。 (職員の役割と責務)
- 第10条 市の職員は、全体の奉仕者として、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない。
 - 2 市の職員は、職務に必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。

第5章 情報共有

(情報共有)

第11条 市は、市政に関する情報を、広報紙等を通じて積極的に提供するとともに、市 民意向の把握など情報収集を図り、市民との情報共有に努めなければならない。

(情報公開)

- 第12条 市は、市民の知る権利を保障し、公正で開かれた市政を推進するため、別に条例で定めるところにより、市政に関する情報を原則として公開しなければならない。 (個人情報保護)
- 第13条 市は、市民の基本的人権を守るため、別に条例で定めるところにより、個人情報の保護を厳正に行うとともに、自己に係る個人情報の開示、訂正等を請求する市民の権利に対して適切な措置を講じなければならない。

(説明責任)

第14条 市は、政策の立案から実施、評価に至るまで、その経過や内容、目標の達成状況等を市民に分かりやすく説明しなければならない。

(要望等への対応)

- 第15条 市は、市民からの要望、意見、提案等に対して迅速かつ誠実に対応するととも に、その結果を速やかに回答しなければならない。
 - 2 市は、市民から寄せられた苦情について、その内容や原因を調査分析し、業務の改善を行うなど適切な措置を講じなければならない。

第6章 市政運営

(総合計画)

第16条 市は、総合的な市政運営の指針として、基本構想及びこれに基づく基本計画(以下「総合計画」という。)を市議会の議決を経て定め、計画的な市政運営に努めなければならない。

(組織)

第17条 市は、社会情勢に対応する簡素で機能的な組織により市政を運営するとともに、 組織を市民に分かりやすいものにしなければならない。

(人事政策)

第18条 市は、職員と組織の能力が最大限に発揮できるよう、有能な職員の任用、効果 的な人材育成、適正な人事評価及び配置に努めなければならない。

(法務政策)

- 第19条 市は、市民ニーズや地域課題に対応するため、自ら責任をもって法令を解釈し、 条例規則等の整備や体系化を進めるなど積極的な法務行政を推進しなければならない。 (法令遵守と公益通報)
- 第20条 市は、市政を常に適法かつ公正に運営しなければならない。
 - 2 市は、市政運営上の違法行為又は公益の損失を防止するため、職員の公益通報に関する仕組みを定めなければならない。

(行政手続)

第21条 市は、行政処分等における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益 を保護するため、その手続に関する基本的な事項を定めなければならない。

(地域経営の原則)

第22条 市は、個性豊かで持続可能な地域社会を実現するため、地域資源を最大限活用 し、選択と集中を基本とする戦略的な施策展開を図らなければならない。

(事務事業の実施等における原則)

- 第23条 市は、提供する行政サービスの具体的な内容や水準等をあらかじめ市民に明らかにし、公平、公正で効率的なサービス提供に努めなければならない。
 - 2 市は、実施しようとする事務事業について、最少の経費で最大の効果をあげるよう費用対効果を検証し、明確な目標を設定して事業推進に努めなければならない。
 - 3 市は、事務事業の実施に当たっては、環境負荷の低減に率先して努めなければならない。

(財政等)

- 第24条 市は、総合計画を実現するための財政計画を定め、財源を効果的かつ効率的に 活用することで、自主的、自律的で健全な財政運営に努めなければならない。
 - 2 市は、保有する財産の適正な管理及び効果的な活用に努めなければならない。
 - 3 市は、財政状況及び財産の保有状況など市の経営状況に関する資料を作成し、市民 に分かりやすく公表しなければならない。

(行政評価)

- 第25条 市は、効果的で効率的な市政運営と総合計画の進行管理を行うため、行政評価 を実施し、その結果を施策の見直し、組織の改善等に速やかに反映しなければならない。 (監査)
- 第26条 監査委員は、市の財務等に係る監査を行うに当たり、事務事業の適法性のほか、 有効性及び効率性の評価を踏まえた監査を行わなければならない。 (危機管理)
- 第27条 市は、市民、関係機関及び他の自治体との協力、連携により、不測の事態に備える総合的かつ機動的な危機管理の体制の確立に努めなければならない。

第7章 参画及び協働

第1節 市政への市民参画

(政策形成及び実施過程への参画)

- 第28条 市は、市民の政策形成及び実施過程への参画を保障するため、市民生活に大きな影響を及ぼす計画の策定、条例の制定改廃又は施策を実施しようとするときは、市民に情報を提供し、意見を求めなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
 - 2 市民に意見を求めるときは、パブリックコメントやアンケート調査の実施、公聴会の開催など適切な方法を選択するとともに、原則として提示された意見に回答し、公表しなければならない。

(評価等への参画)

第29条 市は、市民の市政に対する監視機能を確保するため、行政評価の結果を市民に 分かりやすく公表し、意見を求めるとともに、財務及び事務事業の執行について市民が 考査できる機会を設けなければならない。

(審議会等)

- 第30条 市は、市が設置する審議会等の委員を選任する場合は、中立性の保持に配慮するとともに、原則としてその一部を市民から公募しなければならない。
 - 2 審議会等の会議及び会議録は、原則として公開しなければならない。

(住民投票)

第31条 市長は、市政に係る重要事項について、広く住民の意思を確認する必要があると認めるときは、住民投票を実施することができる。

- 2 住民投票に付すことができる事項、投票者の資格要件その他住民投票の発議及び請求並びに実施に関して必要な事項は、次条に定めるもののほか、別に条例で定める。
- 3 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(住民投票の発議及び請求)

- 第32条 永住外国人を含む18歳以上の住民は、市政に係る重要事項について、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、市長に住民投票を請求することができる。
 - 2 市長は、前項の請求があったときは、意見を付けてこれを市議会に付議しなければ ならない。
 - 3 市議会議員は、市政に係る重要事項について、議員定数の12分の1以上の賛成(発 議者を含む。)を得て、住民投票の実施について発議することができる。
 - 4 市長は、前2項の場合において、市議会が出席議員の過半数の賛成により議決したときは、住民投票を実施しなければならない。
 - 5 市長は、第1項の請求に係る署名者数が永住外国人を含む18歳以上の住民総数の 4分の1を超えたときは、第2項の規定によることなく、住民投票を実施しなければ ならない。

第2節 コミュニティと市民公益活動

(コミュニティ活動)

- 第33条 市民は、地域のなかで安心して暮らし続けることができるよう、自主的に区、 自治会等の基礎的なコミュニティの活動に参加し、交流しながら、相互に助け合うとと もに、地域課題の解決に向けて協力して行動するものとする。
 - 2 市は、区、自治会等の果たす役割を尊重し、その活動を振興するために必要な施策を講じなければならない。

(地域づくり)

- 第34条 市民は、個性的で心豊かな地域をつくるため、一定のまとまりのある地域においてコミュニティ活動を行う組織として、別に条例で定めるところにより、地域づくり組織を設置することができる。
 - 2 地域づくり組織は、当該地域の市民に開かれたものとし、市及びその他の組織と連携しながら地域づくりを行うものとする。
 - 3 市は、地域づくりの活動に対して必要な支援を行うことができる。
 - 4 市は、各種計画の策定や政策形成に当たっては、地域づくり組織の自主性及び自立性に配慮するとともに、その意思を可能な限り反映しなければならない。
 - 5 市は、地域づくり組織の意向により、事務事業の一部を当該組織に委ねることができる。この場合において、市は、その実施に係る経費等について必要な措置を講じなければならない。

(市民公益活動)

第35条 市は、自発的かつ自主的に行われる非営利の活動で、不特定かつ多数の利益の 増進に寄与することを目的とする市民公益活動を尊重するとともに、別に条例で定める ところにより、その活動を促進するための適切な措置を講じなければならない。

第3節 協働のまちづくり

- 第36条 市民(コミュニティ活動や市民公益活動を行う団体を含む。以下この条において「多様な主体」という。)及び市議会並びに市は、それぞれの特性を理解し、互いに尊重し合い、協働してまちづくりに取り組むものとする。
 - 2 市は、公共的課題の解決や公共的サービスの提供等について、多様な主体がその担い手となれるよう、適切な措置を講じなければならない。
 - 3 市は、協働のまちづくりを進めるに当たり、多様な主体が情報や意見を交換し、相 互調整や民主的な意思形成が図られるよう、開かれた場と機会の創設に努めなければ ならない。

第8章 最高規範性

第37条 この条例は、名張市の自治の推進における最高規範であり、市は、他の条例等の制定改廃に当たっては、この条例を尊重し、整合を図らなければならない。

第9章 国、三重県及び他の地方自治体との関係

(国及び三重県との関係)

第38条 市は、国及び三重県と対等の立場にたち、自治の発展のため、協力して適切な 関係の構築に努めるものとする。

(他の自治体との関係)

第39条 市は、共通する地域課題の解決や効果的で効率的な行政運営のための広域事務 処理、大規模災害時の相互応援など、他の自治体と積極的に協力連携するものとする。

第10章 補則

第40条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(名張市市民参加条例の廃止)

2 名張市市民参加条例(平成14年条例第2号)は、廃止する。

名張市地域づくり組織条例

平成21年条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、名張市自治基本条例(平成17年条例第13号)第34条第1項に 基づき包括的な地域づくり組織の設置及び事業の実施並びにゆめづくり地域交付金の交 付に関する事項を定め、名張市における都市内分権の推進を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
 - (1) 基礎的コミュニティ 区、自治会等をいう。
 - (2) 地域づくり組織 一定のまとまりのある地域の住民により設置された一地域にひと つの包括的な自治組織をいう。
 - (3) コミュニティビジネス 地域の課題を事業性及び収益性のある継続的な活動により解決するため、地域が有する人材、知識、情報、施設などの資源を活用し、地域における起業及び雇用の創出並びに働きがい及び生きがいを生み出し、地域の活性化に寄与する事業をいう。

(基本理念)

第3条 地域づくり活動は、基礎的コミュニティ、地域づくり組織及び市が、それぞれの 活動を尊重し、互いに協働し、及び連携し、住民主体のまちづくりを推進することによ り、住民自治を確立するために行う。

(基礎的コミュニティ)

- 第4条 基礎的コミュニティの区域は、町(地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条に規定する町をいう。)の区域又は住民にとって客観的に明らかなものとして定められている区域とする。
- 2 住民は、自主的に基礎的コミュニティの活動に参加し、交流しながら相互に助け合う よう努めるものとする。
- 3 基礎的コミュニティは、その代表者を選出したときは、規則で定めるところにより、 市長に届け出るものとする。

(地域づくり組織)

- 第5条 地域づくり組織の区域は、別に規則で定める。
- 2 地域づくり組織は、次に掲げる要件のいずれにも該当する団体とする。
- (1) 名称、事務所の所在地、代表者の選出方法、総会の方法、監査その他地域づくり組織を民主的に運営するために必要な事項が、規約に定められていること。
- (2) 地域づくり組織の代表者及び役員は、その構成員の意思に基づいて選出されること。
- (3) 基礎的コミュニティの代表者が、地域づくり組織の運営に参画していること。

3 地域づくり組織を設立し、及びその代表者を選出したときは、規則で定めるところにより、市長に届け出るものとする。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(地域づくり組織の構成員)

- 第6条 地域づくり組織は、次の者を構成員とする。
 - (1) その地域に居住する者
 - (2) その地域で事業を行う個人又は法人、通学者、通勤者及びその地域で活動する各種 団体で、当該地域づくり組織が認めた者

(地域づくり組織の事業)

- 第7条 地域づくり組織は、まちづくりの推進のため次の事業を行う。
 - (1) 自主防犯及び自主防災に関すること。
 - (2) 人権尊重、健康及び福祉の増進に関すること。
 - (3) 環境及び景観の保全に関すること。
 - (4) 高齢者の生きがいづくりに関すること。
 - (5) 子どもの健全育成に関すること。
 - (6) 地域文化の継承及び創出に関すること。
 - (7) コミュニティビジネス等地域経営に関すること。
 - (8) 地域課題の解決、地域振興及び住民交流に関すること。
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、地域のまちづくりに関し、特に必要があると地域づくり組織が認めること。

(活動の制限)

- 第8条 地域づくり組織は、次に掲げる活動をしてはならない。
 - (1) 宗教の教義を広め、儀式を行い、又は信者を教化育成する活動
 - (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動
 - (3) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をい う。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にあ る者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動

(地域ビジョン)

- 第9条 地域づくり組織は、地域ごとの地理的な特性、自然、産業、歴史及び文化等の地域資源を活用し、地域の課題を解決するための理念、基本方針及び地域の将来像をとりまとめた計画(以下「地域ビジョン」という。)の策定に努めるものとする。
- 2 市は、地域ビジョンを尊重し、各種計画の策定又は施策に反映させるよう努めるもの とする。

(法人化)

第10条 地域づくり組織は、法律上の責任の所在を明確にし、継続した活動の基盤を確立するため、その地域づくり組織を法人化するよう努めるものとする。

(協力及び助言)

第11条 市は、地域づくり組織の円滑な運営を促進するため、地域づくり組織の活動及びその活動から生じた事故又は住民間の紛争の解決等について協力し、助言することができる。

(地域づくり代表者会議)

第12条 地域づくり組織相互の連携を図るため、地域づくり組織の代表者で構成する地域づくり代表者会議を設置する。

(ゆめづくり地域交付金の交付)

第13条 市長は、地域づくり組織の活動支援として、地域づくり組織にゆめづくり地域 交付金(以下「交付金」という。)を交付する。

(交付金の額)

第14条 交付金の額は、予算の範囲内とし、交付金の交付申請及び交付に係る手続きは、 別に規則で定める。

(実績報告)

- 第15条 地域づくり組織は、毎年5月末日までに前年度の事業実績を市長に報告しなければならない。
- 2 前項の規定による事業実績報告には、前年度の決算報告書及び決算監査報告書を添付しなければならない。

(情報公開等)

第16条 地域づくり組織は、前条の事業実績報告及び活動に関するすべての書類を事務 所に備え付けることとし、積極的に情報公開に努めるものとする。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
 - (名張市ゆめづくり地域交付金の交付に関する条例の廃止)
- 2 名張市ゆめづくり地域交付金の交付に関する条例(平成15年条例第2号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 前項の規定による廃止前の名張市ゆめづくり地域交付金の交付に関する条例第8条第 2項の規定により交付を受けた交付金の実績報告については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際地域づくり組織が設置されていない地域については、平成21年度に限り、廃止前の名張市ゆめづくり地域交付金の交付に関する条例第2条の地域づくり委員会及び基礎的コミュニティにゆめづくり地域交付金を交付できるものとする。

名張市地域づくり組織条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、名張市地域づくり組織条例(平成21年条例第3号。以下「条例」という。)の規定に基づき、地域づくり組織の設置及び名張市ゆめづくり地域交付金(以下「交付金」という。)の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(基礎的コミュニティ)

- 第2条 住民は、基礎的コミュニティを設置し、統合し、又は分割するときは、あらかじめ地域づくり組織及び市と協議するものとする。
- 2 条例第4条第3項の規定による届出は、基礎的コミュニティ代表者届(様式第1号) により市長に提出するものとする。
- 3 前項の届出があったときは、市長は、基礎的コミュニティ代表者届受理証(様式第2号)を交付するものとする。

(地域づくり組織)

- 第3条 条例第5条第1項に規定する地域づくり組織の区域は、別表第1のとおりとする。
- 2 条例第5条第3項の規定により地域づくり組織を設立したときは、地域づくり組織設置届(様式第3号)により、当該届出の内容に変更が生じたときは、地域づくり組織変更届(様式第4号)により、市長に届け出るものとする。

(地域づくり代表者会議)

- 第4条 条例第12条に規定する地域づくり代表者会議(以下「代表者会議」という。)は、地域づくり組織の代表者(以下「会員」という。)をもって構成する。
- 2 代表者会議は、次に掲げる活動を行う。
- (1)地域づくり組織相互の連絡、調整、意見交換、研修等に関すること。
- (2) 地域づくり組織の活動に関する報告会を行うこと。
- (3) 地域づくり組織及び基礎的コミュニティの課題解決に関すること。
- (4) 市との連絡調整に関すること。
- 3 代表者会議に、会長1名及び副会長3名を置き、会員の互選によりこれを定める。
- 4 会長は、会務を総理し、代表者会議を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を 代理するものとし、職務を代理する副会長は、あらかじめ会長が指名する。
- 6 会長及び副会長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 7 代表者会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 8 代表者会議の会議は、会員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 9 代表者会議の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 10 代表者会議は、まちづくりに関して、市長に提言を行うことができる。
- 11 市長は、まちづくりに関して、代表者会議に意見を求めることができる。
- 12 代表者会議の事務局は、地域部地域経営室に置く。

(交付金の額)

第5条 条例第14条に規定する交付金の額は、別表第2に定めるところにより算定するものとする。

(交付手続)

第6条 条例第14条に規定する交付金の交付手続きは、次によるものとする。

- (1)地域づくり組織は、毎年度、名張市ゆめづくり地域交付金交付申請書(様式第5号) に当該年度の事業計画書(様式第6号)及び当該年度の予算に係る資料を添付して、 市長に提出するものとする。
- (2) 市長は、前号の規定による交付申請があったときは、その内容を確認のうえ交付決定し、名張市ゆめづくり地域交付金交付決定通知書(様式第7号)により地域づくり組織に通知しなければならない。
- (3)地域づくり組織は、前号に規定する通知を受けたときは、名張市ゆめづくり地域交付金交付請求書(様式第8号)により、市長に交付金を請求するものとする。
- (4) 市長は、前号に規定する請求があったときは、速やかに交付しなければならない。 (実績報告)
- 第7条 条例第15条に規定する事業実績の報告は、名張市ゆめづくり地域交付金事業実績報告書(様式第9号)に名張市ゆめづくり地域交付金事業決算報告書(様式第10号)及び名張市ゆめづくり地域交付金事業決算監査報告書(様式第11号)を添付して、市長に行うものとする。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。 (名張市ゆめづくり地域交付金の交付に関する条例施行規則等の廃止)
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
 - (1) 名張市ゆめづくり地域交付金の交付に関する条例施行規則(平成15年規則第9号)
 - (2) 名張市地域づくり協議会設置規則(平成15年規則第41号)(経過措置)
- 3 条例附則第4項の規定により交付するゆめづくり地域交付金は、廃止前の名張市ゆめづくり地域交付金の交付に関する条例(平成15年条例第2号)第2条に定める地域づくり委員会にあっては別表第2の基本額、地域調整額、コミュニティ活動費(基礎的コミュニティが当該額の交付を受けない場合に限る。)及び先駆的事業加算額とし、基礎的コミュニティにあってはコミュニティ活動費(当該基礎的コミュニティの属する地域の地域づくり委員会がコミュニティ活動費の交付を受ける場合を除く。)とする。
- 4 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

【別表と様式を除く】

名張市地域づくり組織における会計処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、名張市地域づくり組織条例(平成21年条例第3号)第5条の規定 に基づき設置された地域づくり組織の適正な会計処理に資するため、必要な事項を定め るものとする。

(単年度会計処理)

第2条 地域づくり組織の会計は、単年度会計処理を原則とする。

(繰越処理)

第3条 単年度に実施予定の事業が、やむを得ない事情により当該年度に完了できない場合は、翌年度に繰り越して実施することができる。

(積立処理)

第4条 後年度において実施する事業の財源を計画的に確保するため基金等を置き、積み立てることができる。ただし、その事業計画を明らかにしておかなければならない。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、告示の日から施行する。
 - (名張市地域づくり委員会における会計処理要領の廃止)
- 2 名張市地域づくり委員会における会計処理要領(平成15年告示第68号)は、廃止 する。

お問合せは

名張市役所地域部地域経営室 〒518-0492 三重県名張市鴻之台1番町1番地

> TEL:0595-63-7484 FAX:0595-64-2560

E-mail: chiikikeiei@city.nabari.mie.jp